

都城市林業総合センター指定管理者候補者選定の概要

都城市林業総合センターの指定管理者については、次のとおり候補となる団体を公募により選定しました。

なお、選定された団体を指定管理者とする議案が、平成30年12月議会で可決された場合には、同団体が指定管理者として、本施設の管理運営にあたることとなります。

1. 指定管理者候補者の概要

- (1) 団体の名称 都城森林組合
- (2) 代表者名 代表理事組合長 柳田 力男
- (3) 所在地 都城市早鈴町5085番地
- (4) 設立年月日 昭和56年12月4日
- (5) 従業員数 61名
- (6) 業務内容
  - ・組合員のためにする森林の経営に関する指導
  - ・組合員の委託を受けて行う森林の施行及び経営
  - ・組合員の所有する森林の経営を目的とする信託の引受け
  - ・病虫害の防除その他組合員の森林の保護に関する施設
  - ・組合員の行う林業その他の事業及びその生活に必要な資金の貸付け
  - ・組合員の行う林業その他の事業及びその生活に必要な物資の供給
  - ・組合員の生産する産業物その他の物資の運搬、加工、保管又は販売

2. 指定期間

平成31年4月1日～平成36年3月31日（5年間）

3. 施設及び業務の概要

(1) 施設概要

施設名及び所在地	施設規模
都城市林業総合センター (都城市早鈴町5085番地)	敷地面積：5,835.9㎡ 延床面積：490㎡

(2) 業務概要

施設の管理運営に関すること  
施設の利用許可に関すること

4. 事業計画の概要

事業計画書概要版のとおり

5. 選定結果の概要

(1) 公募の状況

①申請団体数

1団体

②指定管理者候補者選定までの経過

平成30年5月18日	第1回選定委員会開催
平成30年6月1日～7月2日	募集（広報都城6月号、市ホームページへの掲載）
平成30年7月10日	現地説明会
平成30年7月31日	申請書類受付
平成30年9月21日	第2回選定委員会開催、書類審査、面接審査
平成30年10月1日	選定結果報告

(2) 都城市指定管理者候補者選定委員会委員構成

委員構成		人数
有識者	学識経験者	1人
	税理士	1人
	司法書士	1人
	行政書士	1人
	農商工・観光関係者	1人
施設利用者代表		1人

(3) 選定理由

平成30年9月21日に都城市指定管理者候補者選定委員会において、書類審査・面接審査をもとに、選定基準に基づいて総合的に審査・選考（総合得点方式）を行った結果、以下の理由で都城森林組合が指定管理者として適正であると判断しました。

「選定基準1 市民の平等な利用が確保されること」

- ・市の管理運営方針、施設の設置目的を理解しており、林業者への支援、林業の振興に向けた管理運営が期待できること。

- ・一般利用者の利用促進についても常に念頭に入れた運営が図られており、市民の平等な利用の確保に期待ができること。

「選定基準2 事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮するものであること」

- ・利用促進のための具体的な取り組みが提案されており、施設の有効利用に関する考え方がしっかりしていること。
- ・防火防災について従事者への教育や訓練を定期的実施しており、利用者が安心して利用できる体制が整備されている。

「選定基準3 経済的な管理運営が図られ、経費配分が適正であること」

- ・実態に即した提案であると認められること。

「選定基準4 事業計画に沿った管理を安定的に行う物的能力及び人的能力を有していること」

- ・これまでの管理実績を踏まえ、施設の安定した管理運営に期待できること。
- ・法令を遵守した管理運営がなされており、利用者側の視点に立った対応や職員への指導とサポート体制も整っており、適正な管理運営が期待できること。

「選定基準5 その他、公の施設を管理させるに当たり必要な基準」

- ・林業従事者の高齢化と後継者不足の中で、次の世代の人材育成に関する事業が多数あり、林業各団体や林業関係者の施設利用促進に期待できること。

#### (4) 選定委員会における主な意見

〈選定基準に関する事項〉

- ・林業従事者の活動拠点施設との目的から、利用者へのサービス向上に向けた管理運営について重点的な配点を行った。

〈指定申請書記載事項について〉

- ・候補者からの提案である椎茸原木の打ち込みやドングリ工作等のイベント開催については、施設の利用者の増加等が見込まれ、期待される内容であった。
- ・管理体制についても、安定的な運営が期待できる内容である。

#### (5) 選定結果

別紙のとおり

選定結果

選定基準	配点	採点結果	審査項目	一人当たり配点	審査内容
		都城森林組合			
1. 市民の平等な利用が確保されること	180	155	管理運営方針等	20	市の管理方針を認識しているか。 公の施設の設置目的を理解しているか。 申請団体の経営モラルは適切か。 環境に配慮した取り組みをしているか。
			平等利用	10	利用申込等が平等な利用を確保する提案がされているか。 相談や苦情等の対応が提案されているか。
2. 事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮するものであること	300	216	利用の促進	25	住民ニーズに基づく利用者増の提案がされているか。 利用者増のための広報・PR対策を提案しているか。 関係団体や地域住民との連携、交流の提案がされているか。
			サービス・利便性の維持向上	25	利用者サービスの向上について提案がされているか。 施設の維持管理、安全管理を的確に行えるか。 施設の設備、機能等の有効活用について、提案がされているか。 適切な利用料金の提案がされているか。
3. 経済的な管理運営が図られ、経費配分が適正であること	90	70	経費配分	15	指定管理料の提案額は適正か。 具体的な管理業務の効率化が提案されているか。 適正な経費配分の考え方について提案がされているか。
4. 事業計画に沿った管理を安定的に行う物的能力及び人的能力を有していること	210	161	物的能力	15	安定した運営が可能な申請団体の財務状況か。 収支計画の積算根拠が明確で、実現可能なものか。 収支計画と事業計画の整合性は図られているか。
			人的能力	20	組織体制、勤務体制、責任体制が確立されているか。 利用団体の指導及び育成支援の提案がされているか。 業務従事者の指導育成、研修体制及び接遇向上のための提案がされているか。 個人情報保護、情報公開及び労働法令等について十分認識しているか。
5. その他、公の施設を管理させるに当たり必要な基準	120	95	センター設置目的の推進	20	林業従事者の諸研修、実技訓練等について提案がされているか。 林業者担い手の育成強化のための提案がされているか。
合計	900	697		150	
〈参考〉:提案金額		1,720千円	(平成31年度)		

※提案金額をそのまま指定管理料として決定するものではなく、予算査定等を経て市議会の議決により決定するものです。

## 事業計画書

申請団体名 都城森林組合

希望する施設名 都城市林業総合センター

### (1) 市民の平等な利用に関すること

- ・森林整備の推進及び、林業従事者の福利厚生の充実を図るとともに、林業関連行事等に支障のない範囲で、市民に施設を開放することにより、市民の自主的な活動を図ることを目的とします。
- ・日常的にセルフモニタリングを行い、その結果を日報及び事業報告書を作成し市に提出します。
- ・利用者へのアンケート調査を年1回を行い、その結果を事業報告書に記載します。また、アンケートの実施に際しては実施方法及び質問内容について事前に市と協議の上、承認を得る事とします。
- ・施設周辺の清掃、草刈、選定を定期的に行い、環境整備に努めます。

### (2) 施設効用の発揮に関すること

- ・相談窓口を設け、利用者からのニーズに対応します。
- ・林業従事者、林業各団体へ施設利用促進に努めます。(林業関係者等へ減免措置を行い、利用者の増員を推進します。)
- ・休館日の利用申請があった場合、事前に市役所担当課へ利用申請を行い、市民へ施設を開放したいと考えております。
- ・利用料金については別紙1のとおりです。

### (3) 経済的な管理運営に関すること

- ・警備委託については、南九州システム株式会社へ委託しておりますが、清掃及び軽微な修繕は、管理者自身が行い、経費削減に努めます。

### (4) 安定的な施設の管理運営に関すること

- ・管理運営責任者に志々目道夫参事を任命し、副管理運営責任者を上原正也事業部長、担当者を牧原梓とします。
- ・消防法第8条に規定する防火管理者、徳丸康博(都城森林組合販売課長)を設置します。
- ・利用団体の申し込み時に、清掃、戸締り、整理整頓等の指導を行います。
- ・個人情報については、都城市林業総合センター条例第18条に基づき、秘密保持に努めます。

### (5) その他、公の施設を管理するにあたり必要な基準に関すること

- ・林業従事者、林業各団体の施設利用の際は減免措置等を行い、利用者の増員を推進します。
- ・林業各団体や林業関係者への周知をはかり、施設利用促進に努めます(実技研修等)。

### (6) 公の施設を管理するにあたりアピールしたいこと

- ・椎茸原木の打込みやドングリ工作等のイベントを開催し、施設のアピールに努めます。

# 都城市林業総合センター利用料金 (案)

別紙1

別表(第12条関係)

種類	区分	利用時間	利用料金
集会室	小中高生	8:30 ~ 12:00	320 円
		12:00 ~ 17:00	430 円
		17:00 ~ 22:00	430 円
		8:30 ~ 17:00	750 円
		12:00 ~ 22:00	860 円
		8:30 ~ 22:00	1,180 円
	一般	8:30 ~ 12:00	640 円
		12:00 ~ 17:00	860 円
		17:00 ~ 22:00	860 円
		8:30 ~ 17:00	1,510 円
		12:00 ~ 22:00	1,720 円
		8:30 ~ 22:00	2,370 円
研修室	8:30 ~ 12:00	320 円	
	12:00 ~ 17:00	430 円	
	17:00 ~ 22:00	430 円	
	8:30 ~ 17:00	750 円	
	12:00 ~ 22:00	860 円	
	8:30 ~ 22:00	1,180 円	
研修室 (冷暖房設備)	8:30 ~ 12:00	160 円	
	12:00 ~ 17:00	210 円	
	17:00 ~ 22:00	210 円	
	8:30 ~ 17:00	370 円	
	12:00 ~ 22:00	430 円	
	8:30 ~ 22:00	590 円	
実技訓練室	8:30 ~ 12:00	540 円	
	12:00 ~ 17:00	750 円	
	17:00 ~ 22:00	750 円	
	8:30 ~ 17:00	1,290 円	
	12:00 ~ 22:00	1,510 円	
	8:30 ~ 22:00	2,060 円	

※ 利用料金には、消費税及び地方消費税の額を含む。